

犬・猫の殺処分ゼロに向けて

地域デザイン科学部コミュニティデザイン学科
3年 向彩華

1. ペットをめぐる問題

一般社団法人ペットフード協会の調査によると、2021年の犬・猫の飼育頭数は1605万2千頭にも上る¹。2019年と比較して、2020年、2021年の1年以内の新規飼育頭数は、犬・猫ともに増加しており、コロナ渦の影響により、近年、ペットはより身近な存在になっていることがわかる。(猫の飼育頭数調査に外猫の数は含まれない。)

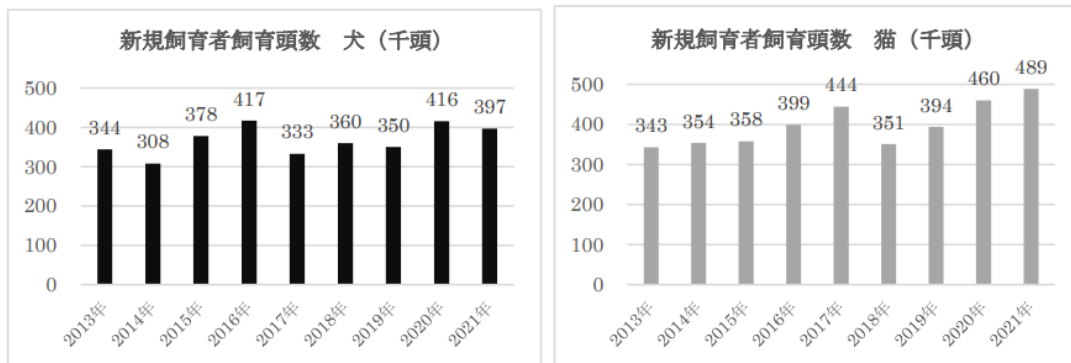


図1 新規飼育者飼育頭数

参照：2021年（令和3年）全国犬猫飼育実態調査結果（一般社団法人ペットフード協会）

しかしそれに伴い、多頭飼育崩壊や野良犬・野良猫、悪質なブリーダーなどの問題がたびたび取りざたされるようになった。宇都宮市でも犬の多頭飼育崩壊の事例がある。繁殖制限手術をせずに不適切な飼育をした結果、1頭の犬から100頭以上にまで増え、飼い主の管理が行き届かなくなった。²飼い主の男性は2020年に動物愛護法違反の疑いで逮捕されている。このような動物に関わる問題に対処するのが、都道府県や市区町村などが運営する動物愛護センターや保健所である。

栃木県内では、宇都宮市内を市保健所が、宇都宮市を除く県内全域を動物愛護指導セン

¹ 2021年（令和3年）全国犬猫飼育実態調査結果
<https://petfood.or.jp/topics/img/211223.pdf>（最終閲覧日2020年6月10日）

² 『漂う悪臭、犬・犬・犬…えさまき散らし 多頭飼育の現場』。（2018年6月2日）、朝日新聞デジタル

<https://www.asahi.com/articles/ASL5C3SPML5CUTFL005.html>

ターが管轄している。

2. 保健所の概要

保健所では、動物に関連する事業として、動物保護や動物愛護普及事業、動物取扱対策事業、動物由来感染症情報分析体制整備事業など、環境衛生や動物愛護を達成するための業務を担っている。「動物の愛護とは、動物の取扱いに、その生命に対する感謝と畏敬の念を反映させること。(中略) その目的は、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること」³とされている。

業務内容は多岐にわたるが、一般的に最もよく知られている業務は野良犬・野良猫の保護だろう。野良犬や野良猫は、周辺の住民に危害を加えたり、狂犬病を媒介したり、敷地内でふん尿をしたりするなど、衛生問題の原因になることから、動物愛護センターが捕獲、収容している。

特に犬については、条例に基づき、常に犬を囲いの中に収容したり、鎖でつないだりしてけい留する義務が飼い主に課せられている。けい留されていない犬は、狂犬病予防法第6条の規定に基づき、狂犬病予防員により捕獲、抑留される。その旨を公示して2日間保護し、それでも飼い主が現れなければ、その犬は殺処分の対象になる。

猫は、法令によって対応が定められていないため、各自治体に裁量が委ねられている。猫は、犬とは異なり外飼いの猫や、特定の飼い主がいなくても地域住民が共同で世話をしている地域猫である可能性があるため、行政機関が積極的に捕獲して収容することはないが、飼い主自身によって持ち込まれた猫を、殺処分を前提に引き取る場合がある。また、宇都宮保健所では、病気やケガによって弱った猫や、明らかに捨て猫とわかる猫、母猫とはぐれた子猫などを保護している。収容後の猫は、基本的には犬同様、施設内で飼育しつつ新たな飼い主を募集するが、生まれたばかりの子猫は昼夜問わず、2時間おきの授乳や排尿の補助が必要になるなど、自活ができない。限られた職員で、24時間体制で子猫の世話をすることは難しく、子猫が衰弱してしまえばそのまま殺処分となる。

殺処分を減らすため、各地の保健所や動物愛護センターでは新しい飼い主への譲渡などの取り組みが行われ、犬・猫の収容数、殺処分率ともに減少傾向にあるが、ゼロには至っていないのが現状だ。

本レポートでは、殺処分数宇都宮市保健所への電話取材で得られた情報を基に、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、動物愛護法)の2013(平成25)年度、2020(令和元)年度の改正部分を一部取り上げて評価する。殺処分数ゼロを継続的に実現するための方策を考える。

³「環境省：動物愛護管理基本指針(仮称)」の基本的考え方(案)

3. 犬・猫の引き取り

宇都宮市保健所では、飼い主による動物の持ち込みの相談を電話で受け付けている。2013 年度に動物愛護法が改正されたことにより、動物の終生飼養が飼い主の義務として明記され、これに反する場合には動物の引き取りを拒否することができる事由が明記された。引き取りを拒否できる事例は以下の通りである。ただし、下記の条件は、その所有者から引き取りを求められた場合に限定されている。拾得者等からの要望については、この条件は適用されない。

- ① 動物取扱業者である場合。
- ② 同一人物に引き取りを繰り返し求められた場合。
- ③ 繁殖制限を講じる旨の指導に従わず、子犬や子猫の引き取りを求められた場合。
- ④ 犬や猫が年をとったことや病気にかかったことを理由に引き取りを求められた場合。
- ⑤ 犬や猫の飼育が困難だとは認められない場合。
- ⑥ 新しい飼い主を探すことなく引き取りを求めた場合。

法改正以前も、宇都宮市保健所では、引き取りを求められて2つ返事で受け入れることはなく、自力で新しい飼い主を見つけるよう促していた。それでも引き取り数は現在よりも多かったという。条文に「犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。」(動物愛護法 35 条)と明記されているために、市民から要求があれば引き取りを強く拒否することができない現状があったのではないだろうか。

熊本市動物愛護センターでは法改正前から飼い主により持ち込まれた動物の引き受けを断る対応がされていたという事例があるが、これは、積極的に殺処分を減らそうと他の職員に呼びかけるリーダーがいたために実現できたこと。⁴法的根拠が無いまますべての自治体がこのような対応をとることは現実的には難しい。行政側の引き取り拒否に法的な根拠を与えた 2013 年度の改正は、飼い主の責任意識を高め、飼育放棄を減らす上で効果があったのではないだろうか。

現在も同施設では、飼っている犬・猫が子供を産んだ、物置で子猫が生まれて母猫が戻ってこない、などの理由で引き取りを求められることはあるが、自分で飼い主を探すよう指導するという。飼い主自身の入院などの緊急の事情があり、かつ、引き取り手を探す努力をして、飼い主としての責任を十分果たしたと判断された場合に限り引き取りに応じる。

⁴藤崎童士 (2011) 『殺処分ゼロ：先駆者・熊本市動物愛護センターの軌跡』三五館。

4. マイクロチップ装着義務化

2020 年度から施行された改正動物愛護法により、繁殖を行うブリーダーやペットショップなどの動物取扱業者は、販売用の犬や猫にマイクロチップを装着し、犬や猫の名前や性別、品種、毛の色などの情報を国のデータベースに登録することが義務づけられた。業者から犬や猫を購入する際、氏名や住所、電話番号などを 30 日以内に登録することを飼い主にも義務づけている。

マイクロチップは、生体適合ガラスやポリマーで覆われた、長さ 1 センチ、太さ 2 ミリ程度の電子標示器具で、15 桁の個体識別番号が書き込まれている。皮下に埋め込むことで半永久的に使用できる迷子札となる。個体識別番号と紐づけて飼い主情報を登録することで動物の飼育放棄の抑止力になることや迷子動物の飼い主を探す際の手掛かりになることが期待されている。

しかし、今回の法改正が殺処分数の減少に対し、絶大な効果を発揮するとは考えにくい。マイクロチップの装着や飼い主情報の登録が義務づけられているのは、法改正後に動物取扱業者を通して販売・購入される犬・猫に限られる。既に飼われている動物、保護団体や知人などから譲り受けた動物はその対象ではない。

また、一時保健所に保護され、その後飼い主の元に戻ることが出来た動物のなかでマイクロチップが飼い主特定の手掛かりになるケースはそれほど多くはないという。保健所に動物が収容されると、その情報は同施設ホームページに写真付きで公開される。迷い犬の多くは、ホームページを見た飼い主が施設に連絡することで元いた家に返還される。その他のケースとして、マイクロチップや、狂犬病予防注射を受けたことを証明する犬鑑札や注射済票



図 2 犬鑑札と注射済票（出典：静岡市 HP）

から飼い主が判明する場合がある。（図 2）⁵犬鑑札と注射済票は飼い犬の首輪などに装着することが義務づけられており、マイクロチップ同様、個別に振られた番号から飼い主情報を得ることが出来る。ここまで迷い犬について書いてきたが、迷い猫についてはそもそも、飼い主への返還数が少ない。昨年度市保健所に収容された猫は 111 頭だが、その内飼

⁵ 静岡市 HP

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003542.html （最終閲覧日 2022 年 6 月 10 日）

い主の元に戻ったのは0頭。人懐っこく、誰かに飼われていたか、餌をもらっていた猫なのではないかと考えられる猫も少なからずいたそうだが、マイクロチップは装着されていなかった。このような猫は、ブリーダーやペットショップから購入したとは考えにくい雑種の猫ばかりであったという。

マイクロチップの効果を十分に発揮するためには、装着義務を動物取扱業者だけでなく、飼い主に課すべきだ。しかし、問題が2つある。第一に、個人間の犬・猫のやり取りは、ブリーダーやペットショップでの販売に比べてマイクロチップ装着が確実に行われているかを監視しづらい。この問題に対しては、動物病院へ協力を求めるという方法が考えられる。新規の患者にチップが装着されているかを確認し、装着されていない場合には飼い主に装着を勧める。拒否された場合には保健所や動物愛護センターへの通報も視野に入れつつ働きかける。第二に、地域猫へのマイクロチップ装着は誰が行うのか、という問題がある。野良猫とも飼い猫ともつかない地域猫だが、面倒を見ている人たちがいるのに、チップが装着されていないという1点で野良猫と認定されてしまう恐れがある。地域猫に対しては、それぞれの猫に対し特定の飼い主を見つけるか、もしくは自治体が飼い主に代わり登録する取り組みが必要になる。

また、マイクロチップが装着されていたとしても、ISO（国際標準化機構）規格外のものを使っている場合、普及しているISO規格のリーダーでは読み取れない。装着するチップの種類に条件を設けるか、もしくは保健所や動物愛護センター、警察署などの公的機関で複数種類の読み取り機を設置する必要がある。

5. 官民連携と宇都宮市の現状

市保健所では、2009年から保護された犬・猫の譲渡事業に取り組んできたが、2013年からは、譲渡を希望する新しい飼い主候補との橋渡しをするボランティア団体と連携するための登録制度を始めた。いずれの団体も施設・設備や管理体制の審査を受けている。このような団体による協力もあり、保健所内の収容能力の問題により殺処分されるケースは現在なくなっている。ここ数年、殺処分になったのは、回復の見込みがない怪我や病気を抱えた犬・猫、そして凶暴性が強い犬のみとなっている。

2018年からはミルクボランティア制度が開始された。24時間体制の世話が必要で、行政施設だけでは対応が難しい乳離れ前の子猫を市内11カ所の動物病院に預け飼育する制度となっている⁶。子猫が自活できるようになれば、再び保健所に戻され飼い主を募集するが、動物病院にいる間に譲渡希望者が現れる場合もあるという。

以上のような取り組みにより、2006年度には1214頭（犬311猫903）であった殺処分数は2019年度5頭（犬4猫1）、2020年度3頭（犬0猫3）、2021年度0頭にまで減少し

⁶『犬猫保護快適な場に』。(2022年5月7日)。毎日新聞。朝刊

た。⁷収容期間に期限を設けず、民間団体と連携しながら譲渡等の対策を行ったことで、治療の見込みのない病気や怪我がある、攻撃性が特に強い、などの譲渡不可能な個体以外の殺処分ゼロを実現している。

6. 殺処分ゼロへ向けた方策

宇都宮市に限定すれば殺処分数は0に限りなく近づいているが、全国的には殺処分0という目標を達成する見通しは未だ立っていない。目標を達成するには、地域ごとの事情に合わせた対応が必要になるだろう。例えば、宇都宮市は野犬が少なく、子犬を収容することはほとんど無いが、山がちで野犬が多い地域では野良の子犬を収容することもあるだろう。離乳前の子犬を保護するには、犬版ミルクボランティアのような特別な対策が必要になる。

官民連携に向けては、制度面の問題も多い。動物の販売、保管、貸出、訓練、展示などを行う事業者は、営利目的で活動する第一種動物取扱業者と、非営利的な第二種動物取扱業者に分けられる。前者は、都道府県への登録が必要になり、また、一定の条件を満たす動物取扱責任者の選任や都道府県知事が行う研修会の受講義務が課せられるなど、後者に比べ厳しく管理されている。行政組織である保健所や動物愛護センターは、営利目的で活動する第一種動物取扱業者に保護動物を譲渡することが出来ない。行政施設で収容されている犬・猫の受け皿となるボランティア団体は第二種動物取扱業者にあたる。しかし、営利目的で活動している事業者でも、このような犬・猫の受け皿となる可能性がある。例えば、保護猫カフェがそうだ。保護猫カフェに在籍するのは保護された野良猫や捨て猫たちで、希望があれば新しい飼い主への譲渡が行われる。利用者は直接猫とふれあい、新たに迎える猫を選ぶことが出来る、という仕組みだ。多くの保護猫カフェは第一種動物取扱業者であるため、行政機関から譲渡された猫はおらず、民間人・団体によって保護された猫のみが在籍している。しかし、猫の保護活動をする東京キャットガーディアンというNPO法人は保護猫カフェを運営しているが、第二種動物取扱業者として届け出ているため、民間で保護された猫だけでなく、行政機関から譲渡された猫も在籍している⁸。すべての保護猫カフェがNPO法人に転身することは、保護活動を続ける資金を得る必要がある以上難しい。この課題を乗り越えるためには行政機関も民間事業者も柔軟に対応できる仕組みとルールを作ることが必要となる。

⁷ 動物愛護管理行政事務提要

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/gyosei-jimu.html

(最終閲覧日 2022年6月25日)

⁸ 山本葉子・松村徹 (2015)『猫を助ける仕事：保護猫カフェ、猫付きシェアハウス』光文社

7. 求められる飼育方法の転換

ペットの飼い主に対して、繁殖制限手術やマイクロチップ装着は以前から推進されているが、これに対し、動物がかわいそうだという意見もある。ペットを完全に管理することが出来ていればこのような措置は必要ないが、不注意やアクシデントによってペットが脱走し、予定外の子犬・子猫が産まれたり、そのまま身元不明の犬・猫として扱われ飼い主の元に帰ることが出来なくなったりする可能性は否定できない。かつてはペット、特に猫の放し飼いは一般的なことであった。しかし今は交通事故や病気の予防の観点から、猫についても完全室内飼いが推奨されるようになった。今後はさらに、繁殖制限手術やマイクロチップ装着が当たり前になるような、ペット飼育の常識の転換が必要だ。

7. 参考資料

- ・動物愛護センターの殺処分ゼロに向けた取り組みとは？
https://gooddo.jp/magazine/animal_protection/12894/
- ・「動物愛護管理基本指針（仮称）」の基本的考え方（案）
<https://www.env.go.jp/council/14animal/y140-15/mat02.pdf>
（最終閲覧日 2022 年 4 月 28 日）
- ・東京キャットガーディアン HP
<https://tokyocatguardian.org/>
（最終閲覧日 2022 年 4 月 28 日）
- ・森裕司・奥野卓司（2008）『ヒトと動物の関係学第3巻ペットと社会』岩波書店.
- ・なぜ JAVA が犬猫へのマイクロチップ「義務化」に反対なのか
<https://sippo.asahi.com/article/10563261>
（最終閲覧日 2022 年 6 月 25 日）
- ・栃木県保健福祉部生活衛生課：栃木県動物愛護管理推進計画（第3次）（最終案）～人と動物の共生する社会の実現に向けて～
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/doubutsu/documents/r2keikakuhonbun.pdf>
（最終閲覧日 2022 年 7 月 5 日）